

農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画 書

捨印 捨印
 ㊟ ㊟



賃借権又は 使用貸借権 の設定を行う 者(甲)	〒 361-0013	電話番号	フリガナ コウエキヤダシホウジンサイタマケンノウリンコウシャ リンヂョウ	同意印	生年月日
	埼玉県行田市大字真名板1975番1	(昼間連絡がつく番号) 048-558-3555	(氏名又は名称) 公益社団法人埼玉県農林公社	㊟	/
賃借権又は 使用貸借権 の設定を受け る者(乙)	〒	電話番号	フリガナ	同意印	生年月日
		(昼間連絡がつく番号)	(氏名又は名称)	㊟	

賃借権又は 使用貸借権 の設定に係る 地域計画(A)	地域計画の公告日等	地域計画の区域名	(乙)が目標地図に位置付けられた者である
		別紙 各筆明細のとおり	<input type="checkbox"/> (位置付けられていない場合は空欄)

※法人の場合は生年月日は不要です。

1. 各筆明細

別紙の通り

【賃料設定】 ① JA〇〇 彩のかがやき一等米概算金〇kg相当額

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
- (2) (B)欄の「地域計画区域名」は、権利を設定する農地が地域計画内にある場合は公表されている区域名を記載する。
- (3) (B)欄の「面積」は登記記録の地積によるものとする。なお、1筆の一部について賃借権又は使用貸借権が設定される場合には、面積に賃借する面積を記載の上、備考に「登記面積〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡」のように記載する。
- (4) (C)欄の「権利の種類」は、「賃貸借」と「使用貸借」のいずれかを記載する。
- (5) (C)欄の「内容」は、当該土地の利用目的(「水稲」「露地野菜」「施設野菜」「果樹」「花卉」等)を記載する。
- (6) (C)欄の「存続期間」は、「〇年」または「〇年〇ヶ月」と記載する。
- (7) (C)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の総額と10aあたりの単価額を記載する。毎年の米価等により変動する場合、年額の欄に「支払時算出」、10aあたりの欄に農協名、品種名、等級及び数量の概算金(例:「JAほくさい彩のかがやき一等米概算金30kg相当額」として記載する。10aあたりの欄に記入出来ない場合は、10aあたりの欄に「欄外参照」と記入、【賃料設定】欄に農協名、品種名、等級及び数量の概算金を記入することもできる(例:「欄外参照①」)。借賃が筆ごとに固定の場合は、10aあたりの欄には「固定借賃」と記載する。また、使用貸借の場合、どちらの欄にも「0」と記載する。
- (8) (C)欄の「借賃の支払方法」は、賃貸借の場合は「口座振込又は振替(12月末)」と記載する。

2 共通事項（担い手）

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）による賃貸借又は使用貸借による権利の設定（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由なく、甲の求める農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 面積による借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。ただし、国土調査による成果及び土地改良事業による換地等に伴う面積の増減に関してはこの限りでない。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1において定められた借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂にあたっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂することができる。

(5) 借賃の減額

ア 農地中間管理権の目的物が農地である場合で、乙から甲に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、甲が当該借賃を減額する場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び土地所有者が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び土地所有者が協議して定める。

(6) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年5パーセントの割合で計算して得た額とする。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、農地法第4条第1項または第5条第1項の規定に基づく許可を要する改良や農業委員会への届出を要する改良を行う場合には、あらかじめ甲を経由して土地所有者の同意を得るものとする。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 付属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「付属物」という。）の設置を行う場合には、県または市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が付属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得る。また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て付属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該付属物を取去る義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、当該土地から分離することのできない付属物、分離するのに過分の費用を要する付属物及び土地所有者が付属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。なおその額については、乙及び土地所有者が協議して定める。

(10) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めたものを除き土地所有者の負担とする。

ウ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(11) 賃借権又は使用貸借権の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は終了する。

乙は、使用貸借により権利を取得した1の各筆明細に記載された貸借期間において、甲の合意なしに使用貸借の解除をすることができないとともに、乙の死亡によって終了しない。

(12) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還（付属物の取扱については(9)による。）する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び埼玉県または市町村※注が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、甲から求められた場合、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、報告しなければならない。

ウ 乙は、賃借権の設定等を受けた農用地等に、永年性作物の植栽及び農業用施設を設置しようとする場合、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

(15) 所有権以外の権利に関する事項

乙は甲から借り入れる農地について、所有権以外の権利（抵当権、仮登記、質権等）が実行された場合、直ちに該当農地を原状回復し、甲へ引き渡すこと。

(16) 賃借権の設定等を受ける者の個人情報に関する事項

乙は必要に応じて、市町村・JA等の関係機関、団体、個人(地権者等)へ提供されること。

(17) 機構関連事業

乙は機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）について、次のアからエに関して承諾すること。

ア 機構関連事業は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、埼玉県又は市町村が事業実施主体となって、農業者の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業で、機構に貸し付けた農用地等については機構関連事業が行われること。

イ 機構関連事業の対象となる農用地等は、甲の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上ある農地が対象となること。

ウ 事業実施地域については、埼玉県又は市町村が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定すること。

エ 機構関連事業対象の農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し、除外要件等を満たす場合であること。

(18) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び埼玉県または市町村※注が協議して定める。

注；権限移譲をした市町村や農用地利用集積計画一括方式での貸借の場合は、当該市町村のみ。

(19) 特約事項

この目的物で生産、管理をする作物が永年性作物（茶等）の場合、次のとおり特約を設ける。

ア 目的物に付帯する設備の管理に要する電気代は、乙からの転借人が負担するものとする。

イ 現存する永年性作物の樹齢が古くなり生産力が低下した場合又は通常の管理を行ったにもかかわらず枯槁した場合は、乙からの転借人は甲及び乙の同意を得て改植をすることができるものとする。

ウ イにより、改植した永年性作物の所有権は、乙からの転借人に存するものとする。

エ 乙からの転借人が利用権の存続期間満了前に目的物を返還する場合は、目的物に永年性作物の存する状態で返還するか、除去して返還するか、甲の選択によるものとする。

オ 甲が利用権の存続期間満了前に目的物の返還を求めた場合は、乙からの転借人は甲に対し、永年性作物の買取りを請求することができるものとする。この永年性作物の買取り額は解約する当該年度の損失補償算定標準書（品目 茶）に従い、新植又は改植してからの樹齢に対する10aあたりの標準価額によるものとする。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

(添付書類)

- 1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る(写し可)。）
- 2 賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者のうちに法人（地方公共団体及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を除く。）が含まれる場合には、その定款又は寄附行為の写し
- 3 賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社であるものに限る。）である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し
- 4 賃借権の設定等を受ける者のうちに農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）（以下「投資円滑化法」という。）第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）を構成員とする農地所有適格法人が含まれる場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- 5 賃借権の設定等を受ける者のうち農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人が含まれる場合には、その法人が農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第16条第2項の要件を満たしていることを証する書面
- 6 誓約書
- 7 その他参考となるべき書類

様式例 4-2 農用地利用集積等促進計画書(個人)

3. 賃借権又は使用貸借権の設定を受ける者(乙)の農業経営の状況等(個人)

同一の農地のみを再度借り受ける場合ですか。

(既に同一の農地を利用されている方は、農業経営の状況等の記載を一部省略できます。)

整理番号	氏名又は名称			農作業従事日数	日	家畜の飼養状況(E)		農機具の所有状況(F)	
賃借権又は使用貸借権の設定を受ける土地の面積(A)	現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)			主たる経営 作目(C)	世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)			乳牛	耕耘機
	農地	㎡						世帯員	(世帯員のうち)農業従事者
農地	採草放牧地			世帯員	主たる農業従事者 (年150日以上従事)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	豚	もみすり機
㎡	農作業に従事する者の配置の状況(G)							人	鶏
採草放牧地	市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等	人	主として 農業に従事する者		人日		田植機
㎡								その他の 従業者	人
その他					従として 農業に従事する者				トラック
㎡						人			
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H)					なし				

様式例 4-4 農用地利用集積等促進計画書(農地所有適格法人以外の法人)

3. 賃借権又は使用貸借権の設定を受ける者の農業経営の状況等(農地所有適格法人以外の法人)

同一の農地のみを再度借り受ける場合ですか。
 (既に同一の農地を利用されている方は、農業経営の状況等の記載を一部省略できます。)
 既に定款を提出済みでその内容に変更がありませんか。 (変更がある場合は定款を提出してください。)

整理番号		法人の名称		権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況(D)						権利設定等を受ける法人の主な家畜の飼養の状況(E)		権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況(F)			
権利設定等を受ける土地の面積(A) ㎡		権利設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡		権利設定等を受ける法人の主たる生産作物(C)		氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		種類	数量	種類	数量	
									前年実績	見込み					
農地		農地									乳牛		耕耘機		
											肥育牛		トラクター		
											豚		もみすり機		
採草放牧地		採草放牧地											乾燥機		
													田植機		
その他														コンバイン	
														トラック	
雇用労働力(年間延日数)			人日												
農作業に従事する者の配置の状況(G)						市町村		氏名		住所地、拠点となる場所等					
賃借権又は使用貸借権の設定を受ける者が権利設定を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H)						なし			地域の農業における他の農業者との役割分担の状況(I)						

誓 約 書

この度、私は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定による賃借権の設定等の申し出を行うにあたり、権利取得後において下記の事項について誓約します。

なお、誓約を履行しない場合には、設定した権利の解除手続きに協力します。

記

- 1 農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行うこと。
- 2 必要な農作業に常時従事すること。
(常時従事する見込みがない場合)
地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
(常時従事する見込みがない法人の場合)
業務執行役員が 1 人以上が耕作等の事業に常時従事すること。
- 3 周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと。
- 4 農地中間管理機構からの求めに応じて、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用状況を報告すること。
- 5 賃借料の支払いに応じること。
- 6 農業に関する法令（農地法（第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 42 条、第 51 条）、農業振興地域の整備に関する法律（第 15 条の 2、3）、種苗法（第 20 条、第 25 条）農薬取締法（第 24 条））を遵守していること。

公益社団法人埼玉県農林公社

小畑 幹 様

令和 年 月 日

住 所

申請者

氏 名

㊞

※ 個人の場合は自署もしくは記名押印、法人の場合は記名押印